

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第69号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1(第2条関係) 略 備考 <u>次に掲げる職員の給料月額</u> は、この表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において知事が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。 <u>(1) 職務の級が1級又は2級である職員</u> <u>1,000分の994</u> <u>(2) 職務の級が3級である職員</u> <u>1,000分の959</u>	別表第1(第2条関係) 略 備考 <u>職務の級が3級である職員については、この表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において知事が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。) <u>を給料月額とする。</u>

(現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附則 1～5 略 (給料の切替えに伴う経過措置)	附則 1～5 略 (給料の切替えに伴う経過措置)

<p>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（知事が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1) 職務の級が3級である職員 旧給料月額（<u>施行日の前日において現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成17年鳥取県規則第89号）附則第7項本文の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定の適用がなかったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額。次号において同じ。）に1,000分の959を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</u></p> <p>(2) 職務の級が1級又は2級である職員 旧給料月額に<u>1,000分の994を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</u></p> <p>7～10 略</p>	<p>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（知事が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1) 職務の級が3級である職員 旧給料月額（<u>現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成17年鳥取県規則第89号）附則第7項本文の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料月額。次号において同じ。）に1,000分の965を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</u></p> <p>(2) 職務の級が1級又は2級である職員 旧給料月額</p> <p>7～10 略</p>
--	--

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。